

# 推進計画の体系について

資料3

自治体名	条例の構成	計画の体系	
多治見市	子どもの権利の普及		子どもの権利意識の向上と権利感覚の育成
	子どもの生活の場での権利の保障		子どもの居場所づくりの推進
	子どもの意見表明や参加		子供の意見表明・参加の促進
	子どもの権利侵害からの救済と回復		子どもの生命・安全を守る相談・救済体制の充実
上越市	安心して生きる権利	子どもの権利を大切にすること意識づくり	子どもの権利の知識の普及と意識の啓発
	自信を持って生きる権利		子どもの権利の教育と学習の推進
	地域社会に参加する権利	子どもの権利を大切にすること環境づくり	子供が健やかに成長するための取組の推進
	特別な社会的支援を要する子どもの権利		誰もが等しく権利を享受するための支援
	少数の立場に属する子どもの権利	子どもの権利の侵害からの早期救済	虐待、いじめ、差別その他子どもの権利の侵害からの早期救済に必要な措置
	知らされる権利		相談窓口の整備、関係機関との連携体制の整備
札幌市	家庭における権利の保障	子どもの意見表明・参加の促進	
	育ち学ぶ施設における権利の保障	子どもを受け止め、育む環境づくり	
	地域における権利の保障	子どもの権利の侵害からの救済	
	参加・意見表明の機会の保障	子どもの権利を大切にすること意識の向上	
	子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障		
	子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援		
北広島市	安心して生きる権利		
	守り、守られる権利		
	健やかに育つ権利		
	参加する権利		